

作成日 2022/06/23
改訂日

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

製品名 ラッカーシンナー 洗浄用
会社名 株式会社MonotaRO
所在地 〒660-0876 兵庫県尼崎市竹谷町2-183 リベル3階
担当者名 商品お問合せ窓口
電話番号 0120-443-509
FAX番号 0120-289-888
緊急連絡先 所在地と同じ
整理番号 M220713
推奨用途 コーティング剤および塗料、充填剤、接合剤、希釈剤
洗剤および洗浄剤(溶剤をベースにした製品を含む)

使用上の制限 薬用-、臨床用の目的で使用してはならない。個人的な目的(家事)に使用してはならない。

2. 危険有害性の要約 化学品のGHS分類

物理化学的危険性 引火性液体 区分2
健康有害性 急性毒性(吸入:蒸気) 区分4
皮膚腐食性/刺激性 区分2
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 区分2A
発がん性 区分2
生殖毒性 区分1A
生殖毒性・授乳影響 授乳に対するまたは授乳を介した影響に関する追加区分
特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分1(視覚器 全身毒性 中枢神経系)
特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分2(呼吸器 肝臓 腎臓)
特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分3(麻酔作用 気道刺激性)
特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分1(視覚器 神経系 腎臓 中枢神経系)
特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分2(血液系 呼吸器 消化管)
環境有害性 誤えん有害性 区分1
水生環境有害性 短期(急性) 区分2
水生環境有害性 長期(慢性) 区分3
上記で記載がない危険有害性は、区分に該当しないか分類できない。

GHSラベル要素

絵表示



注意喚起語 危険
危険有害性情報 H225 引火性の高い液体及び蒸気
H304 飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ
H315 皮膚刺激
H319 強い眼刺激
H332 吸入すると有害
H335 呼吸器への刺激のおそれ

H336 眠気又はめまいのおそれ
H351 発がんのおそれの疑い
H360 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ
H362 授乳中の子に害を及ぼすおそれ
H370 視覚器、全身毒性、中枢神経系の障害
H371 肝臓、呼吸器、腎臓の障害のおそれ
H372 長期にわたる、又は反復ばく露による視覚器、
神経系、腎臓、中枢神経系の障害
H373 長期にわたる、又は反復ばく露による血液系、
呼吸器、消化管の障害のおそれ
H401 水生生物に毒性
H412 長期継続的影響によって水生生物に有害

注意書き
安全対策

使用前に取扱説明書を入手すること。(P201)
全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。(P202)
熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。(P210)
容器を密閉しておくこと。(P233)
容器を接地しアースをとること。(P240)
防爆型の電気機器／換気装置／照明機器を使用すること。(P241)
火花を発生させない工具を使用すること。(P242)
静電気放電に対する措置を講ずること。(P243)
粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。(P260)
妊娠中及び授乳期中は接触を避けること。(P263)
取扱い後はよく手を洗うこと。(P264)
取扱い後はよく眼を洗うこと。(P264)
この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。(P270)
屋外又は換気の良い場所だけで使用すること。(P271)

応急措置

環境への放出を避けること。(P273)
保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。(P280)
飲み込んだ場合：直ちに医師に連絡すること。(P301+P310)
皮膚に付着した場合：多量の水と石鹼で洗うこと。(P302+P352)
皮膚又は髪に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を水又はシャワーで洗うこと。(P303+P361+P353)
吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340)
眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338)
ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診察／手当てを受けること。(P308+P313)
気分が悪いときは、医師の診察／手当てを受けること。(P314)
無理に吐かせないこと。(P331)
皮膚刺激が生じた場合：医師の診察／手当てを受けること。(P332+P313)
眼の刺激が続く場合：医師の診察／手当てを受けること。(P337+P313)

汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。(P362+P364)

火災の場合: 消火するために適切な消火剤を使用すること。(P370+P378)

保管 換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。(P403+P233)

換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。(P403+P235)

廃棄 施錠して保管すること。(P405)

内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別

混合物

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法	安衛法	
低沸点芳香族ナフサ	1.0~5.0%	不明	不明	不明	64742-95-6
酢酸エチル	15.0~25.0%	CH ₃ COOC 2H ₅	(2)-726	既存	141-78-6
酢酸n-プロピル	1.0~5.0%	CH ₃ COOC H ₂ CH ₂ C H ₃	(2)-727	既存	109-60-4
エチルベンゼン	2.0%	C ₈ H ₁₀	(3)-28,(3)- 60	既存	100-41-4
メタノール	15.0~25.0%	CH ₃ OH	(2)-201	既存	67-56-1
トルエン	27.0%	C ₇ H ₈	(3)-2,(3)- 60	既存	108-88-3
1-ブタノール	1.0%未満	CH ₃ CH ₂ C H ₂ CH ₂ O H	(2)-3049	既存	71-36-3
プロピルアルコール	1.0%未満	CH ₃ CH ₂ C H ₂ OH	(2)-207	既存	71-23-8
メチルエチルケトン	10.0~20.0%	CH ₃ CH ₂ C OCH ₃	(2)-542	既存	78-93-3
キシレン	1.6%	C ₈ H ₁₀	(3)-3,(3)- 60	既存	1330-20-7
アセトン	1.0~5.0%	CH ₃ COCH 3	(2)-542	既存	67-64-1
メチルイソブチルケトン	1.5%	CH ₃ CH(CH 3)CH ₂ COCH ₃	(2)-542	既存	108-10-1
酢酸ブチル	1.0~5.0%	CH ₃ COOC H ₂ CH ₂ C H ₂ CH ₃	(2)-731	既存	123-86-4
イソブタノール	1.0%未満	C ₄ H ₁₀ O	(2)-3049	既存	78-83-1
イソプロピルアルコール	1.0~10.0%	CH ₃ CH(O H)CH ₃	(2)-207	既存	67-63-0

4. 応急措置

全般的な注意事項	<p>(有機則) 中毒にかかった者を通風のよい場所に移し、速やかに衛生管理者その他の衛生管理を担当する者に連絡すること。(有機則) 中毒にかかった者を横向きに寝かせ、気道を確保した状態(回復体位)で、身体の保温に努めること。(有機則) 中毒にかかった者が意識を失っている場合は、消防機関への通報を行うこと。(有機則) 中毒にかかった者の呼吸が止まった場合や正常でない場合は、速やかに仰向きにして心肺蘇生を行うこと。</p> <p>嘔吐が起こった場合、誤嚥に気を付けること。被災者から、目を離さないこと。汚れが付着し、濡れた衣服は、直ちに脱衣すること。</p> <p>※(有機則)は厚労省告示(平26年第401号)による「応急処置」にかかる掲示内容です。</p>
吸入した場合	<p>被災者を空気の新鮮な場所に移し、暖めて安静にさせること。呼吸困難または呼吸停止のときは、人工呼吸を開始すること。新鮮な空気を入れること。</p>
皮膚に付着した場合	<p>直ちに以下のもので洗浄すること:石鹼水 熱い溶解物に触れた際には、(次のもの)で皮膚を手当てすること:データなし 使用してはならない洗浄液:酸性の洗浄剤 溶剤/シンナー</p>
眼に入った場合	<p>眼に触れたときは、直ちに、瞼を開けた状態で10～15 minの間、眼を流水で洗浄し、眼科医の診察を受けること。</p>
飲み込んだ場合	<p>無理に吐かせないこと。飲み込んだ場合は口を多量の水ですすぎ(被災者の意識がある場合のみ)、直ちに医師の手当てを受けること。空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。</p> <p>飲み込んだ場合、直ちに(以下のものを)飲ませること:データなし</p>
<p>応急措置をする者の保護に必要な注意事項 急性症状及び遅発性症状の最も重要な徴候症状 症状</p>	<p>応急処置: 自己防護に留意すること。</p> <p>以下の症状が表われ得る:呼吸器系の病 意識障害 嘔吐 肺水腫 麻酔状態 酩酊状態 悪寒 めまい 視力障害 吐き気</p>
<p>影響 医師に対する特別な注意事項</p>	<p>呼吸器系の病 意識障害 麻酔状態 肝臓および腎臓 メタノールを大量に含まれていることに留意する。</p>
特別な治療	データなし
<p>5. 火災時の措置 適切な消火剤</p>	<p>アルコール耐性の泡 ABC-粉末 二酸化炭素 (CO2) 乾燥した砂 霧状の水</p>
<p>使ってはならない消火剤 火災時の特有の危険有害性</p>	<p>水 棒状注水 勢いよく噴き出る水 危険有害な燃焼生成物 :窒素酸化物 (NOx) 一酸化炭素 ホルムアルデヒド</p>
<p>消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置</p>	<p>ゴム長靴 ゴム手袋。自給式呼吸器具及び化学防護服を着用すること。</p>
その他のデータ	<p>安全に実行可能であれば漏洩を止め、流出した危険物を回収すること。爆発性のガスおよび燃焼生成ガスは、吸入しないこと。燃焼時、多量の煤が発生。燃焼拡大の可能性がある。汚染された消火用水は、分別して回収すること。排水管や自然水系に流入させないこと。安全に実行可能であれば、破損していない容器を危険区域から遠ざけること。</p>

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、
保護具及び緊急時措置

個人用の保護具を使用すること。とりわけ、漏れた/こぼれた製品によるスリップの危険。ガスの拡散は、特に地表付近(空気より比重が大)と風向に注意すること。

保護具
緊急時の措置

適切な呼吸保護具を用いること。
すべての発火源を除去すること。十分に換気をする
こと。人々を安全な場所に避難させること。

環境に対する注意事項

地下/土壤に至らせてはならない。下水道、あるいは自然水系に流入させないこと。より広い面積への広がりを防ぐこと(例えば、堰き止めるあるいはオイルを遮断する)。廃棄物が確実に回収され保管されるようにすること。流出したものが確実に受け止められるようにすること(たれ受けまたは受領域など)。排水は、全量を回収して、排水処理設備で処理するよう、徹底すること。

封じ込め及び浄化の方法
及び機材

封じ込めに関して 取り除くために適した材質:砂 珪藻土 土壤、アース

浄化にあたって 希釈あるいは中和のために適した材料:データなし

他の項を参照

安全取扱い: 参照箇所 第7項 廃棄物処理: 参照箇所 第13項 個人用保護具: 参照箇所第8項

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

防護措置

安全な取扱いの為の
アドバイス

忌避事項:吸入 蒸気またはミスト/エアゾールの吸入。皮膚接触 目との接触 ミストの生成/形成
取扱い時に充填するガス:データなし
取扱い時に充填する液体:データなし
注意事項:飲料用の空容器を液状薬剤の小分け容器に使用しないこと。(厚労省平成16年基発0123001号) 容器は、注意深く開いて取り扱うこと。
ガス/煙/蒸気/エアゾルを吸い込まないこと。危険区域は境界を定め、適切な警告-および安全標識で、はっきり示さなければならない。換気のよい場所でのみ、使用すること。裸火あるいは灼熱した物質に吹き付けてはならない。その材料は、むき出しの光源、炎、およびその他の発火源から離れた場所に限って用いること。人身用防護装備を身に付けること(第8章を参照)。製品を取り出した後は、必ず容器を密閉すること。洗浄水は密封容器に移すこと。権限を有する人物以外の立ち入りを禁止すること。

火災防止のための措置

湿潤状態を保持するための物質:データなし
混合禁止物質:酸化剤 強酸化剤 酸
隔離すべき物質:可燃性物質 酸化剤 還元剤
注意事項:発火源から遠ざけておくこと-禁煙。熱源(例えば、高温の表面)、火花や裸火から遠ざけておくこと。容器、器具、ポンプや給排気装置のアースを取り付けること。静電防止機能のある(火花の生じない)工具のみを使用すること。靴および作業着は、帯電防止加工のものを着用すること。蒸気は、空気より重く、床上を拡散し、空気と爆発性混合気を形成する。

保管	エアゾールおよび粉塵生成を回避するための対策	充填、計量、サンプリング時に使用すべき装置：液はねから防護された、アースを取り付けた装置。局所吸引を備えた装置。 以下のタイプの局所換気を用いること:煙/蒸気に対応した排気フード。
	環境に対する注意事項	溜めるための容器、例えば排出口のない床用桶などを備えておくこと。マンホールや下水道は、製品が流入するのを防ぐこと。
	特定の要求あるいは取り扱い規則：	新鮮な空気を作業者の呼吸ゾーンに供給し、背中側に排気をすること。排気した空気の再循環は好ましくない。製品を吸収したぞうきんを、ズボンのポケットの中に携行しないこと。
	一般的な労働衛生上の注意事項	皮膚、眼、衣服との接触を避けること。職場では、飲食、喫煙、嗅ぎタバコはしないこと。汚れが付着し、濡れた衣服は、脱衣すること。休憩前や就業後は、手と顔を念入りに洗うこと、必要であればシャワーを浴びること。
	包装材料	容器または設備向けに適切な材料:鋼 ステンレス 容器または設備向けには、不適切な材料:アルミニウム エナメルを焼付け塗装したスチール ガラス 陶器
	共同貯蔵に関する注意事項	保管分類：引火性物質、急性毒性区分3/有毒であるか慢性影響を与える有害物質(液体) 混触禁止物質：可燃性物質 酸化剤 還元剤 強酸 強アルカリ 酸ハロゲン化物 食料品と飼料
	保管条件に関するその他情報	飲料及び食物とは、保管場所を別にする。こと。(厚労省平成16年基発0123001号) 鍵をかけ、子どもの手の届かない場所に保管すること。加熱すると、圧力上昇し破裂する危険がある。容器は破損から守ること。容器を密閉して換気の良い冷所で保管すること。

8. ばく露防止及び保護措置

	管理濃度	許容濃度(産衛学会)	許容濃度(ACGIH)
アセトン	500ppm	200ppm(470mg/m3)	TWA 250 ppm, STEL 500 ppm
イソブタノール	50ppm	50ppm(150mg/m3)	TWA 50 ppm, STEL -
イソプロピルアルコール	200ppm	【最大許容濃度】 400ppm(980mg/m3)	TWA 200 ppm, STEL 400 ppm
酢酸エチル	200ppm	200ppm(720mg/m3)	TWA 400 ppm, STEL -
酢酸n-プロピル	200ppm	200ppm(830mg/m3)	TWA 100 ppm, STEL 150 ppm
トルエン	20ppm	50ppm(188mg/m3)(皮)	TWA 20 ppm, STEL -
1-ブタノール	25ppm	【最大許容濃度】 50ppm(150mg/m3)(皮)	TWA 20 ppm, STEL -
メタノール	200ppm	200ppm(260mg/m3)(皮)	TWA 200 ppm, STEL 250 ppm (Skin)
メチルイソブチルケトン	20ppm	50ppm(200mg/m3)	TWA 20 ppm, STEL 75 ppm
メチルエチルケトン	200ppm	200ppm(590mg/m3)	TWA 200 ppm, STEL 300 ppm

キシレン	50ppm	50ppm(217mg/m3)	TWA 100 ppm, STEL 150 ppm
酢酸ブチル	150ppm	100ppm(475mg/m3)	TWA 50 ppm, STEL 150 ppm
エチルベンゼン	20ppm	20ppm(87mg/m3)(皮)	TWA 20 ppm, STEL -
プロピルアルコール	未設定	未設定	TWA 100 ppm, STEL -
低沸点芳香族ナフサ	未設定	未設定	未設定

設備対策	最初に	技術設備の具体化に関する追加情報は、7章を参照すること。
	物質/混合物の使用 中におけるばく露防 止の関連対策	換気(窓やドアを開ける)が必要。
保護具	ばく露を防ぐための 技術的な対策	職業暴露限界および安全取扱温度(セクション7を参照)を考慮し、可能な限り操作温度を低く維持することによりフェームに対する暴露を低減すること。可能な場合には、封じ込められたプロセス内で取り扱うこと。あるいは、局所排気装置を考慮しなければならない。この物質を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置すること。
	呼吸用保護具	呼吸用保護具が必要なケース:暴露限界値の超過。不十分な換気。長期にわたる暴露。高い濃度。経験的に呼吸用保護具が必要な作業:容器に詰めること及び詰め替えること。洗浄作業。 適切な呼吸用保護具:有機ガス用とメタノール用の併用防毒マスク 注意事項:データなし
	手の保護具	適切な手袋の種類:前腕までカバーする長手の保護手袋 適した材料:ポリウレタン PVC (ポリ塩化ビニル) CR (ポリクロロブレン、クロロブレンゴム) NBR (ニトリルゴム) 要求される特性:静電気防止性 液体不透過性 耐切断性 注意事項:厚生労働省 平成29年1月12日付け基発0112第8号「化学防護手袋の選択、使用等について」に従うこと。化学物質用保護手袋は、職場で扱う危険物質の濃度や量に応じて、適したものを選ばなければならない。
	眼、顔面の保護具	適切な眼の保護:保護眼鏡 サイドガード付き保護眼鏡 顔面保護シールド 注意事項:コンタクトレンズを装用しないこと。
	皮膚及び身体の保護 具	適切な保護具:化学物質用防護服 化学物質耐性の安全靴 長靴 保護前掛け 要求される特性:静電気防止性 伝導性靴底がついていること タイプ3 液体不浸透性 推奨される材料:耐熱性の合成繊維
環境ばく露管理	ばく露を防ぐための 技術的な対策	排気ガス洗浄に用いるフィルターのタイプ :データなし 排ガス洗浄に用いる再生・削減技術 :吸着 凝縮 熱酸化による排ガス処理 触媒酸化による排気ガス処理 排水に適用する化学処理方法 :燃焼 熱処理-蒸留/精留 中央生物学的排水処理

9. 物理的及び化学的性質

物理状態	液体
形状	液体
色	透明 無色
臭い	刺激臭 芳香族の炭化水素 キシレン ケトン エステル
融点／凝固点	データなし
沸点又は初留点及び沸点範囲	64.10°C～126°C
可燃性	激しい燃焼と継続
爆発下限界及び爆発上限 下限界／可燃限界	1.10%
	上限
引火点	36.00%
自然発火点	0.0000°C (不明)
分解温度	399°C(参考値)
pH	データなし
動粘性率	データなし
溶解度	10.0000mm ² /S(40°C)
n-オクタノール／水分配係数	非水溶性
蒸気圧	データなし
密度及び／又は相対密度	6.3kPa ~ 12.3kPa (20°C)
相対ガス密度	0.84
粒子特性	2.6
	該当しない

10. 安定性及び反応性

反応性	流動、攪拌などにより静電気を生じることがある。第7章、取扱い及び保管上の注意を守る限りにおいて反応危険性は引き起こさない。
化学的安定性	この製品は、推奨される保存条件、使用条件、温度条件の下では化学的に安定である。
危険有害反応可能性	溶解した場合: 非該当 気化した場合: 容器破裂の危険 凍結した場合: データなし 乾燥状態: データなし 隔離された状態: データなし 暖めた場合: 発火の危険、容器破裂の危険 光が影響する場合: データなし 衝撃や圧力の影響を受けた場合: 発火の危険、容器破裂の危険
避けるべき条件	空気流入の場合: データなし 貯蔵時間を越えた場合: データなし 貯蔵温度を越えた場合: 発火の危険、容器破裂の危険
混触危険物質	避けるべき物質: クロムメッキ液(三酸化クロム) 強還元剤 過酸化物 硝酸 塩酸 濃縮酸 硫酸と亜硫酸 強酸化剤 酸ハロゲン化物
危険有害な分解生成物	意図した用途で使用されない場合、分解されない。

11. 有害性情報

急性毒性	経口	急性毒性推定値が5404.2564613mg/kgのため区分に該当しないとした。
	経皮	毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。 急性毒性推定値が55656.4789492mg/kgのため区分に該当しないとした。

<p>皮膚腐食性／皮膚刺激性 眼に対する重篤な損傷性 ／眼刺激性 呼吸器感作性 皮膚感作性</p>	<p>吸入</p> <p>毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。 (気体) GHS定義による気体ではない。 (蒸気) 急性毒性推定値が6900.5490538ppmのため区分4とした。 (粉じん・ミスト) 急性毒性推定値が12.5mg/l超のため区分に該当しないとした。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。 区分2の成分合計が40.4%のため、区分2とした。 10×(眼区分1+皮膚区分1)の成分合計が18%のため、区分2Aとした。 データ不足のため分類できない。 危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとした。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。 危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとした。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。 区分2の成分が2%のため、区分2とした。 (生殖毒性) 区分1Aの成分が27%のため、区分1Aとした。 ※区分2は0.9%含まれる。 (生殖毒性・授乳影響) 授乳に対するまたは授乳を介した影響に関する追加区分の成分が27%のため、授乳に対するまたは授乳を介した影響に関する追加区分とした。</p>
<p>生殖細胞変異原性</p> <p>発がん性 生殖毒性</p>	<p>危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとした。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。 危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとした。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。 区分2の成分が2%のため、区分2とした。 (生殖毒性) 区分1Aの成分が27%のため、区分1Aとした。 ※区分2は0.9%含まれる。 (生殖毒性・授乳影響) 授乳に対するまたは授乳を介した影響に関する追加区分の成分が27%のため、授乳に対するまたは授乳を介した影響に関する追加区分とした。</p>
<p>特定標的臓器毒性(単回ばく露)</p>	<p>区分1(中枢神経系)の成分が5.2%のため、区分2(中枢神経系)とした。 区分1(中枢神経系)の成分が27%のため、区分1(中枢神経系)とした。 区分1(視覚器)の成分が15%のため、区分1(視覚器)とした。 区分1(全身毒性)の成分が15%のため、区分1(全身毒性)とした。 区分1(中枢神経系)の成分が15%のため、区分1(中枢神経系)とした。 区分2(腎臓)の成分が10%のため、区分2(腎臓)とした。 区分1(肝臓)の成分が1.6%のため、区分2(肝臓)とした。 区分1(呼吸器)の成分が1.6%のため、区分2(呼吸器)とした。 区分1(腎臓)の成分が1.6%のため、区分2(腎臓)とした。 区分3(麻酔作用)の成分合計が89.8%のため、区分3(麻酔作用)とした。 区分3(気道刺激性)の成分合計が78.4%のため、区分3(気道刺激性)とした。</p>
<p>特定標的臓器毒性(反復ばく露)</p>	<p>区分1(呼吸器)の成分が5%のため、区分2(呼吸器)とした。 区分1(消化管)の成分が5%のため、区分2(消化管)とした。</p>

誤えん有害性

区分1(中枢神経系)の成分が5%のため、区分2(中枢神経系)とした。
 区分1(血液系)の成分が5.2%のため、区分2(血液系)とした。
 区分1(腎臓)の成分が27%のため、区分1(腎臓)とした。
 区分1(中枢神経系)の成分が27%のため、区分1(中枢神経系)とした。
 区分1(視覚器)の成分が15%のため、区分1(視覚器)とした。
 区分1(中枢神経系)の成分が15%のため、区分1(中枢神経系)とした。
 区分1(神経系)の成分が10%のため、区分1(神経系)とした。
 ※区分2(肝臓)は5.2%含まれる。
 ※区分2(呼吸器)は5.2%含まれる。
 ※区分2(脾臓)は5.2%含まれる。
 ※区分2(聴覚器)は2%含まれる。
 区分1の成分合計が30.6%かつ動粘性率が10mm²/s(40°C)のため、区分1とした。

12. 環境影響情報

水生環境有害性 短期(急性)	(毒性乗率 × 10 × 区分1)+区分2の成分合計が48.6%のため、区分2とした。
水生環境有害性 長期(慢性)	(毒性乗率 × 100 × 区分1)+(10 × 区分2)+区分3の成分合計が63%のため、区分3とした。
生態毒性	データなし
残留性・分解性	データなし
生体蓄積性	データなし
土壤中の移動性	データなし
オゾン層への有害性	データ不足のため分類できない。

13. 廃棄上の注意

廃棄物処理方法	製品/包装材料の廃棄 危険有害性をもたらす廃棄物の特性 : 高引火性 生殖毒性 発癌性 有害 刺激性 生態毒性
廃棄物処理方法のオプション	適切な廃棄方法/残余廃棄物 : 廃棄物は該当法規に従って廃棄すること。 適切な廃棄処理/汚染容器と包装 : 洗浄できない包装容器は、廃棄物として処理しなければならない。汚染された包装は、物質そのものと同様に扱うこと。
注意事項	廃棄物処理については、認可を受けた担当の処理業者に相談すること。他の廃棄物と混合しないこと。

14. 輸送上の注意

国際規制	海上規制情報	IMOの規定に従う。
	UN No.	1263
	Proper Shipping Class	塗料 3
	Packing Group	II
	Marine Pollutant	Not applicable
	Liquid Substance	Not applicable
	Transported in Bulk According to MARPOL 73/78, Annex II, the IBC Code	
	航空規制情報	ICAO/IATAの規定に従う。
	UN No.	1263

国内規制	Proper Shipping Class	塗料 3
	Packing Group	II
	陸上規制	消防法の規定に従う。
	海上規制情報	船舶安全法の規定に従う。
	国連番号	1263
	品名	塗料
	クラス	3
	容器等級	II
	海洋汚染物質	非該当
	MARPOL 73/78 附属書II 及びIBC コードによるばら積み輸送される液体物質	非該当
	航空規制情報	航空法の規定に従う。
	国連番号	1263
	品名	塗料
	クラス	3
等級	II	
緊急時応急措置指針番号	128	

15. 適用法令
労働安全衛生法

特定化学物質第2類物質、特別有機溶剤等(特定化学物質障害予防規則第2条第1項第2号、第3の2号、第3の3号)
 変異原性が認められた届出物質(法第57条の4、労働基準局長通達)
 第2種有機溶剤等(施行令別表第6の2・有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第4号)
 作業環境評価基準(法第65条の2第1項)
 名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9)
 危険物・引火性の物(施行令別表第1第4号)
 健康障害防止指針公表物質(法第28条第3項・厚労省指針公示)
 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9)

アセトン(政令番号:17)(1%-10%)
 エチルベンゼン(政令番号:70)(5%未満)
 キシレン(政令番号:136)(5%未満)
 トルエン(政令番号:407)(20%-30%)
 ブタノール(政令番号:477)(5%未満)
 プロピルアルコール(政令番号:494)(1%-10%)
 メタノール(政令番号:560)(10%-20%)
 メチルイソブチルケトン(政令番号:569)(5%未満)

メチルエチルケトン(政令番号:570)(1%-10%)
 石油ナフサ(政令番号:330)(1%-10%)
 酢酸エチル(政令番号:177)(10%-20%)
 酢酸ブチル(政令番号:181)(1%-10%)
 酢酸プロピル(政令番号:182)(1%-10%)

特定化学物質特別管理物質(特定化学物質障害予防規則第38条3)

特殊健康診断対象物質・現行取扱労働者(法第66条第2項、施行令第22条第1項)

特殊健康診断対象物質・過去取扱労働者(法第66条第2項、施行令第22条第2項)

毒物及び劇物取締法

非該当

化学物質排出把握管理促進法 (PRTR法) (令和5年3月31日まで)

第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1)

エチルベンゼン(政令番号:53)(2.0%)

キシレン(政令番号:80)(1.6%)

トルエン(政令番号:300)(27%)

化審法
消防法
水質汚濁防止法
悪臭防止法
大気汚染防止法

優先評価化学物質(法第2条第5項)
第4類 引火性液体 第一石油類(非水溶性)
指定物質(法第2条第4項、施行令第3条の3)
特定悪臭物質(施行令第1条)
特定物質(法第17条第1項、施行令第10条)
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質(中央環境審議会第9次答申)
有害大気汚染物質、優先取組物質(中央環境審議会第9次答申)

海洋汚染防止法

揮発性有機化合物(法第2条第4項)(環境省から都道府県への通達)

油性混合物(施行規則第2条の2)

危険物(施行令別表第1の4)

有害液体物質(X類物質)(施行令別表第1)

有害液体物質(X類物質)・油性混合物(施行令別表第1第1号イ(81))

有害液体物質(Y類物質)(施行令別表第1)

有害液体物質(Z類物質)(施行令別表第1)

外国為替及び外国貿易法
船舶安全法
航空法

輸出貿易管理令別表第1の16の項

引火性液体類(危規則第3条危険物告示別表第1)

引火性液体(施行規則第194条危険物告示別表第1)

港則法

その他の危険物・引火性液体類(法第21条第2項、規則第12条、危険物の種類を定める告示別表)

道路法

車両の通行の制限(施行令第19条の13、(独)日本高速道路保有・債務返済機構公示第12号・別表第2)

特定有害廃棄物輸出入規制法(バーゼル法)
労働基準法

特定有害廃棄物(法第2条第1項第1号イ、平成30年6月18日省令第12号)

疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1)

がん原性化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第7号)

16. その他の情報
参考文献

製造元メーカー提供資料

NITE GHS分類結果一覧

JIS Z 7252 GHSに基づく化学物質等の分類方法

JIS Z 7253 GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全データシート(SDS)

経済産業省 事業者向けGHS分類ガイダンス

日本ケミカルデータベース(株)SDS作成システム

「ezSDS」により作成。

その他

危険・有害性の評価は必ずしも十分ではないので、取扱いには十分注意して下さい。